

公認会計士監査制度の充実・強化

金融審議会 公認会計士制度部会 報告

平成14年12月17日

金融審議会 公認会計士制度部会
監査制度・試験制度ワーキンググループ合同会議

部 会 長	片 田 哲 也	(株)小松製作所取締役相談役
座長(試験制度)	加 古 宜 士	早稲田大学商学部教授
座長(監査制度)	江 頭 憲 治 郎	東京大学法学部教授
メ ン バ ー	伊 藤 進 一 郎	住友電気工業(株)常任監査役
	引 頭 麻 実	大和証券SMB Cシニアコーポレートアナリスト
	上 柳 敏 郎	東京駿河台法律事務所・弁護士
	鵜 飼 克	全国銀行協会副会長
	内 田 士 郎	IBMビジネスコンサルティングサービス(株)常務執行役員
	奥 山 章 雄	日本公認会計士協会会長
	岸 田 雅 雄	神戸大学法学部教授
	佐 藤 淑 子	日本インベスター・リレーションズ協議会主任研究員
	澤 田 眞 史	日本公認会計士協会副会長
	島 崎 憲 明	住友商事(株)代表取締役常務
	関 哲 夫	新日本製鐵(株)代表取締役副社長
	高 橋 厚 男	日本証券業協会副会長
	高 橋 弘 幸	(社)日本監査役協会専務理事
	中 條 邦 宏	本田技研工業(株)常勤監査役
	千代田邦夫	立命館大学経営学部教授
	富 山 正 次	日本公認会計士協会常務理事
	中 村 芳 夫	(社)日本経済団体連合会専務理事
	成 川 秀 明	日本労働組合総連合会総合政策局長
	松 本 滋 夫	日本電気(株)取締役専務
	宮 口 定 雄	日本税理士会連合会専務理事
	山 浦 久 司	明治大学経営学部教授
	山 本 滋 彦	(株)ジャフコ常務取締役
	吉 野 貞 雄	(株)東京証券取引所代表取締役専務
	脇 田 良 一	明治学院大学長
	渡 辺 茂	野村総研上席研究員
幹 事	相 澤 哲	法務省民事局参事官

(五十音順・敬称略)

金融審議会公認会計士制度部会の審議経過

【公認会計士制度部会】

第1回（平成13年10月23日）

- 公認会計士制度の概要及びこれまでの議論の状況について
- ワーキンググループ（監査制度・試験制度）の設置について

第2回（平成14年9月27日）

- 公認会計士制度を巡る議論について
- 公認会計士制度に関する今後の審議について

第3回（平成14年12月10日）

- 監査制度・試験制度ワーキンググループ合同会議（第14回）との合同会合
- 「公認会計士制度部会報告（案）」について

【監査制度・試験制度ワーキンググループ】

監査制度・試験制度ワーキンググループを各3回開催後、両ワーキンググループの合同会議の形式で、11回開催した。

目 次

【総論】

【各論】

1. 公認会計士監査の意義とあり方

- (1) 公認会計士の使命・監査の目的
- (2) 業務のあり方（監査証明業務と非監査証明業務）

2. コーポレート・ガバナンスと監査

- (1) 企業・経営者の責任と監査
- (2) 内部監査・監査役（監査委員会）監査との相互補完
- (3) 投資家、証券取引所等と監査

3. 監査人の独立性の強化

- (1) 基本的な考え方
- (2) 被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止
- (3) 監査法人における関与社員による継続的監査の制限（監査法人の関与社員の交替制）
- (4) 監査法人自身の継続的監査の制限（監査法人の交替制）
- (5) 関与社員が被監査企業の幹部などに就任する場合の制限

4. 公認会計士の資質の向上と公認会計士試験制度のあり方

- (1) 基本的な考え方
- (2) 公認会計士の資質の向上
 - ① 求められる資質・モラル
 - ② 登録更新制度の導入と「継続的専門研修」の履修の義務づけ

(3) 公認会計士試験制度の見直し

① 具体的な方策

- ・ 社会人を含む受験者の大幅な増加を図るための方策
- ・ 一定の専門資格者などに対する試験の一部免除
- ・ 専門的な教育課程などとの連携

② 量的な規模

5. 監査法人のあり方

- (1) 基本的な考え方
- (2) 監査法人の業務のあり方
- (3) 監査法人自身及び社員の責任のあり方
- (4) 監査法人の財務内容などの公開
- (5) 監査法人及び社員の署名のあり方
- (6) 公認会計士単独による監査の制限
- (7) 社員の資格の拡大
- (8) 監査法人の活動を巡る手続・規制の見直し

6. 監視・監督の充実・強化

- (1) 基本的な考え方
- (2) 公認会計士協会の「自主規制」
- (3) 行政による監視・監督

【総論】

1. 本部会としては、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から、公認会計士監査制度のあり方についての検討を行った。
2. そもそも、投資家、債権者などの保護、資本市場に対する信認は、企業の財務情報の適切な開示とその信頼性を保証する監査が前提となり、企業に対する評価と投資行動などを通じて、市場において醸成される。
3. 本部会としては、このような市場の機能が十分に発揮されていくことを強く期待し、そのためには、内部監査や監査役（監査委員会）監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識に至った。
4. このような基本認識のもと、本部会としては、以下の結論に達した。

まず、第一として、公認会計士には、不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきことが求められる。

監査の目的を果たし、公認会計士の公益上の使命と職責を全うし、担保する制度として公認会計士法を改めて位置づけるとともに、この本旨を法制度上明らかにすることが必要である。

第二として、監査の適切性を確保するためには、公認会計士と監査法人の独立性を強化することが必要である。

すなわち、国際的動向も踏まえ、監査証明業務に従事する公認会計士と監査法人については、

- － 被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止
- － 監査法人における関与社員による継続的監査の制限
- － 関与社員が被監査企業の幹部などに就任する場合の制限

を法制度上具体化することが適切である。

第三として、監査法人としての組織的な監査を有効かつ適切に行うことによる監査水準の向上を図ることが必要である。

その際、監査法人の大規模化などの実情を踏まえつつ、真に責任を果たすべき立場にある者がその責任を全うすべきであるとの観点から、監査法人における関与社員の責任の所在を明確化し、非関与社員の無限責任については法制度上限定することが適切である。

併せて、第三者からの損害賠償請求などの担保となるべき財務の内容を明らかにするなどの観点から、適切なディスクロージャーを図ることが必要である。

なお、監査法人を巡る規制については、監査を組織的に有効かつ適切に行う上で真に必要性が認められるものに限るとの観点から見直すことが必要である。

第四として、監査の質の確保と実効性の向上を図るための公認会計士協会（「日本公認会計士協会」）による自主的な取組みについては、引き続き適切な役割を果たすことが必要である。

すなわち、監査証明業務に従事する公認会計士についての「自主規制」が的確に機能していくためには、公認会計士協会への強制入会制度の維持が適切であるとともに、

- － 公認会計士協会による内部管理や審査体制についての指導や監督（「品質管理レビュー」）
- － 公認会計士協会による継続的専門研修制度 など

の一層の充実が適切である。

第五として、行政としては、監視・監督の立場から、公認会計士協会による「自主規制」の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から適切な役割を果たすことが必要である。

すなわち、公認会計士協会の「品質管理レビュー」に対する行政によ

るモニタリングなどの措置を講じることが適切である。

さらに、公認会計士監査制度における行政のあり方について、資本市場全体の監視・監督のあり方との関係の中で、引き続き検討することが必要不可欠である。

第六として、我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割にかんがみ、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくことが不可欠であり、そのために、公認会計士試験制度を見直すことが必要である。

すなわち、公認会計士試験制度については、

- － 社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度としていくこと
- － 一定の要件のもとで、専門資格者、企業などにおける実務経験を通じて専門資格者と同等の能力を有すると認められる者などに対して試験の一部を免除すること
- － 「専門職大学院」などの実践的な専門的職業人材の養成に特化した教育課程との連携を図ること など

を法制度上明確に位置づけることが必要である。

第七として、公認会計士試験制度を管理し、運営していく立場にある行政としては、我が国の経済社会を支える公認会計士の規模について、一定の目標と見通しを有することが適切である。

すなわち、例えば、

- － 平成30年頃までに公認会計士の総数を5万人程度の規模と見込むこと
- － 年間2,000名から3,000名が新たな試験合格者となることを目指すこと

が考えられる。

なお、公認会計士試験の合格者については、実務経験などの一定の要件を満たすことによって公認会計士となる資格を有することとなり、その後の登録を経て「公認会計士」の名称をもって監査証明業務をはじめとする業務を行うことができることとすることが適切である。登録につ

いては、有効期間を設けることとし、引き続き登録する場合の更新の要件については、公認会計士協会による現行の「継続的専門研修制度」の評価を踏まえて具体的に検討することが適切である。

5. 主なテーマごとの考え方については、以下の【各論】にとりまとめたとおりである。

本部会としては、ここで得られた結論について、公認会計士法の改正などによって具体的な措置が速やかに講じられることを期待する。

【各 論】

1. 公認会計士監査の意義とあり方

(1) 公認会計士の使命・監査の目的

複雑化・多様化・国際化している経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、公認会計士は、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、また、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、重要な役割を担うことが一層求められている。

特に、公認会計士監査制度については、企業の財務情報の適切性の保証を通じ、資金調達の円滑化を図るとともに、投資家・債権者などの保護、資本市場に対する信認の確保を図り、もって、経済社会の健全な発展に寄与するものとして基本的に位置づけられてきたところである。

このような基本認識のもと、公認会計士には、不断の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきことが求められる。

監査の目的を果たし、公認会計士の公益上の使命と職責を全うし、担保する制度として公認会計士法を改めて位置づけるとともに、この本旨を法制度上明らかにすることが必要である。

(2) 業務のあり方（監査証明業務と非監査証明業務）

公認会計士の中核的な役割が監査証明業務であることについては、改めて認識すべきであり、監査証明業務が独占業務として位置づけられる所以は、公認会計士監査制度が担っている公益性の観点に求めら

れる。

この観点から、いわゆる証券取引法監査、商法特例法監査などの法定監査、それらと同レベルの保証を目的とする任意監査については、独占業務として位置づけることが適切である。

なお、監査証明業務以外の業務については、監査証明業務が職務専念義務、利益相反の禁止などの規律に服するとともに、中核的な業務として独占が認められていることを基本に踏まえ、監査証明業務に支障のない範囲に限って認めることとすることが適切である。

監査証明業務とは保証の程度も異なり、別個の手続と考えられるレビュー業務については、今後の実務における定着を踏まえ、法制度上の位置づけなどを検討していくことが適切である。

2. コーポレート・ガバナンスと監査

(1) 企業・経営者の責任と監査

資本市場における証券の発行体として、企業が自らの財務情報を的確に認識するとともに、適切なディスクロージャーを行うことが不可欠であることは論を待たない。

この観点から、コーポレート・ガバナンスの充実・強化は、財務情報などの作成過程の健全性の確保、経営者の行動や内部統制システムの実効性に対するモニタリング、市場における財務情報の信頼性の向上などに大きく寄与するものであると考えられる。

特に、最近の米国における不正会計事件に見られる経営者などの行動は論外であるとしても、このような事件がグローバルな市場にもたらした影響には計り知れないものがある。

このため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた企業自身の取組み、とりわけ、財務情報の信頼性の向上に向けた経営者の責

任ある対応が一層求められる。

この点に関連して、日本経済団体連合会における「企業行動憲章」の改定は、内部統制の強化に向けた最近の取組みの一例であり、引き続き、実効性のある内部監査体制を確立するよう、企業自身はもとより、経済界の一層の取組みが期待される。

なお、法制度上の企業経営者の責任の強化のための制度のあり方については、我が国における現行の法制度上の評価を踏まえつつ、今後の検討が求められる。

同時に、内部監査、監査役（監査委員会）監査とともに、「外部監査」と言われる監査人については、いわゆる大会社においては監査人が株主総会において選任され、監査を担っていることなどにかんがみれば、監査人は、被監査企業のコーポレート・ガバナンスの重要な担い手としても位置づけられる。

したがって、コーポレート・ガバナンスの充実・強化という観点からも、監査人がその使命と職責を的確に果たすことが求められるとともに、企業経営者の意識改革を促し、監査人の役割についての社会的な認識を広く深めていくための具体的な方策について、公認会計士協会、経済界、証券取引所など関係者の積極的な取組みが期待される。

(2) 内部監査・監査役（監査委員会）監査との相互補完

内部監査及び監査役（監査委員会）監査は、財務情報などの作成過程の健全性の確保、経営者の職務執行の監視や内部統制システムの実効性に対するモニタリングなどの機能を果たすものであり、その充実・強化は重要な課題である。

また、このような機能を有する内部監査及び監査役（監査委員会）監査と監査人による監査とは、相互補完的な関係にあるものとして位置づけられる。

したがって、コーポレート・ガバナンスの充実・強化の観点から、外部監査人が監査の過程で得た情報を被監査企業の経営者及び監査役（監査委員会）へ報告するなどの相互連携の強化について、さらに積極的に取り組んでいくことなどが期待される。

(3) 投資家、証券取引所等と監査

企業の財務情報の適切な開示とその信頼性を保証する監査が前提となって、企業に対する評価や投資行動を通じて、市場への参加者による市場への信認、ひいては、社会的な、あるいは、国際的な信認が得られることとなる。

この観点から、市場の機能が十分に発揮されるよう、監査の質の確保と実効性の向上が必要不可欠である。

また、証券取引所をはじめとする有価証券取引についての環境の整備と相まって、市場の機能が十分に発揮されていくことが期待されるところであり、この観点から、例えば、証券取引所については、上場に際して企業の内部統制などの状況を審査する機能に関しては、上場後においても一層の充実を図るなど、今後とも、公開会社のコーポレート・ガバナンスの実効性の向上のための積極的な取組みが期待される。

3. 監査人の独立性の強化

(1) 基本的な考え方

企業の財務情報の適切性の保証を通じ、資金調達の円滑化を図るとともに、投資家・債権者などの保護、資本市場に対する信認の確保を図る観点から、監査の公平性・信頼性の向上は不可欠である。

このために、監査人の独立性を強化し、監査人としての責務を全う

するための制度的手当が必要である。

この観点から、公認会計士と監査法人には独立性の保持の責務があることを法制度上明確化するとともに、独立性の要件を厳格化することが必要である。

また、法令上の措置と併せて、「自主規制」の強化も求められる。

公認会計士協会をはじめとする関係者の一層の取組みが期待される。

(2) 被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止

被監査企業からの独立性を確保するためには、経営判断に関与すること及び自己が作成した財務書類を自ら監査することを監査の事前にも事後にも回避することが必要である。

この観点から、一定の非監査証明業務については、監査証明業務との同時提供を禁止することが適切である。

禁止業務に該当しない非監査証明業務については、当該非監査証明業務の提供が独立性を損なわない旨及びその理由の開示などを条件に認めることが適切である。

また、子会社などを通じた非監査証明業務の提供についても、監査人の独立性の保持を確実なものとするため、これを規制することが適切である。

(3) 監査法人における関与社員による継続的監査の制限（監査法人の関与社員の交替制）

上場企業などに対する監査には、関与社員の独立性の要件の一層の厳格化が求められる。

したがって、関与社員による継続的監査の制限については、審査担

当社員も含め、一定期間(例えば7年又は5年)ごとの交替を法定化することが適切である。

その際、独立性の保持を確実なものとするため、一定期間(例えば2年)以上のインターバルを設けることが適切である。

また、共同監査など公認会計士個人が監査証明業務に従事する場合においても、一定期間(例えば7年又は5年)ごとの交替など継続的監査を法制度上制限するなどの措置を講じることが適切である。

(4) 監査法人自身の継続的監査の制限(監査法人の交替制)

監査法人自身の継続的監査の制限については、いわゆる大手監査法人による寡占化のもとでの導入は、監査の実効性などに支障を生じる恐れが避けられず、このような点についての検証が必要である。

したがって、監査法人自身の継続的監査の制限の導入の適否については、引き続き検討することが適切である。

(5) 関与社員が被監査企業の幹部などに就任する場合の制限

監査法人において監査証明に関与した社員が被監査企業の幹部に就任しようとする場合、当該監査法人については、監査証明を行った事業年度の翌事業年度に当該被監査企業に監査証明業務を提供することを禁止するとともに、当該関与社員については、監査証明を行った事業年度の翌事業年度に当該被監査企業の幹部に就任することを法制度上明確化することが適切である。

4. 公認会計士の資質の向上と公認会計士試験制度のあり方

(1) 基本的な考え方

公認会計士は、複雑化・多様化・国際化している今日の経済社会に

において、不断の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての公益上の使命と職責を果たすべきであると基本的に位置づけられる。

公認会計士については、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会における重要な役割を担うことが一層求められている。

(2) 公認会計士の資質の向上

① 求められる資質・モラル

公認会計士を取り巻く環境の変化に伴い、公認会計士に対しては、より高い資質・モラルが期待されており、深い専門的能力に加えて、幅広い識見、思考能力、判断能力、国際的視野と語学力、指導力などが一層求められている。

公認会計士試験を通じ、また、資格取得時はもちろんのこと、むしろ、資格取得後においてこそ、専門的職業人材としての不断の自己研鑽が求められる。

② 登録更新制度の導入と「継続的専門研修」の履修の義務づけ

公認会計士が監査証明業務を的確に行うためには、資格取得後も、その専門的能力と幅広い識見を維持・向上させていくことが重要である。

このため、公認会計士の登録については、法制度上、一定の有効期間を設けるとともに、引き続き登録する場合には、登録の更新を必要とする「更新制度」を導入する方向で検討することが適切である。

ただし、その導入に当たっては、本年4月から導入された公認会計士協会の「自主規制」による「継続的専門研修」の義務づけの効果を適切に評価することが必要である。

また、併せて、法制度上、「継続的専門研修」の受講を義務づけるとともに、当該受講を「更新制度」における要件の一つとする方向で検討することが適切である。

(3) 公認会計士試験制度の見直し

① 具体的な方策

我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割にかんがみ、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくことが必要不可欠である。

このために、公認会計士試験制度を見直すことが必要である。

公認会計士の人数の拡大については、試験合格者の資質を確保しつつ、受験者数の大幅な増加を図るための方策、専門資格者などに対する試験の免除、高度な専門的職業人材の養成に特化した教育課程との連携が不可欠である。

まず、第一に、受験者数の増加については、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験制度への見直しが必要である。

具体的には、現行、「3段階・5回」となっている試験体系を「1段階・2回」（短答式及び論文式試験）とするなど試験体系の大幅な簡素化、試験科目の見直し、科目合格制の導入、試験免除の拡大など、国際会計士連盟（IFAC）をはじめとする国際的な動向にも配慮するとともに、実務に係る経済界の適切な協力も得て、資質を確保しつつ、受験者の負担を軽減するべく、試験制度の見直しを行うことが適

切である。

第二に、一定の厳格な要件の下で、専門資格者、企業などにおける実務経験を通じて専門資格者と同等の能力を有すると認められる者などに対する試験科目の一部免除などを導入することが適切である。

第三に、専門性や実務を重視した教育を通じた取組みが重要である。

「専門職大学院」などの高度な専門的職業人材の養成に特化した教育課程については、設置主体となり得る当事者や関係者も含めて、求められるスキル、レベル、カリキュラムなどの要件について、公認会計士試験制度との連携を視野に入れた検討に早急に着手し、早期に具体化に向けた合意を得ることが重要である。

なお、公認会計士試験の合格者については、実務経験などの一定の要件を満たすことによって公認会計士となる資格を有することとなり、その後の登録を経て「公認会計士」の名称をもって監査証明業務をはじめとする業務を行うことができることとするのが適切である。

実務経験などの一定の要件を満たすかどうかについては、的確な判断が確保されるよう適切な措置が講じられることが必要である。

また、登録については、有効期間を設け、引き続き登録を更新する際の要件として、公認会計士協会による「継続的専門研修」の受講を位置づけることが適切である。

② 量的な規模

公認会計士の数についての具体的な拡大規模に関しては、一義的に、適正な公認会計士の数を算出することは困難であると言わざるを得ない。

しかしながら、公認会計士試験制度を管理し、運営していく立場にある行政としては将来輩出され、我が国の経済社会を支える公認会計

士の規模について、一定の目標と見通しを有することが適切である。

例えば、平成30年頃までに公認会計士の総数が5万人程度の規模となることを見込み、年間2,000名から3,000名が新たな試験合格者となることを目指しつつ、公認会計士試験制度の見直しと運営を行うことが考えられる。

なお、公認会計士試験制度の見直しに当たっては、受験志望者の新制度に向けた準備、現行制度における「会計士補」の位置づけなどに配慮した一定の経過的な措置も併せて講じることが適切である。

5. 監査法人のあり方

(1) 基本的な考え方

監査法人による組織的な監査は、監査の質の確保と実効性の向上を図っていく上で一層重要な役割を果たしていくものと考えられる。

監査法人は、企業活動の多様化・複雑化・国際化に対応し、組織的な監査を有効かつ適切に行うことによって監査水準を向上させ、もってディスクロージャーの適切性を確保するという監査法人制度の本来の目的のもと、一義的に、監査証明業務を担うべき組織として今後とも位置づけられることが基本である。

このような監査法人制度の基本的な位置づけを前提としつつ、制度創設当時の想定と乖離が見られる実情、すなわち、監査法人の大規模化、大手監査法人による寡占化などの実情にかんがみ、社員の責任のあり方、経営基盤の充実のあり方などについても併せて検討することが必要である。

なお、監査法人を巡る組織形態に関しては、有限責任パートナーシップの組織形態を制度的に導入すべきであるとの指摘もある。

この点に関しては、政府において、合理的かつ健全な私法上の事業

組織形態のあり方について、私法上の問題点の整理と検討を開始するとともに、併せて税法上の取扱いも検討することとしており、将来的な検討課題と位置づけることが適切である。

(2) 監査法人の業務のあり方

組織的な監査を有効かつ適切に行うことにより監査水準の向上を図るという監査法人制度の趣旨にかんがみ、監査法人は、一義的に、監査証明業務を行う組織として位置づけられる。

なお、企業活動の多様化・複雑化・国際化に対応し、組織としての資源と機能を効果的に活用し、発揮するとの観点から、非監査証明業務については、監査証明業務に支障のない範囲に限って認めることとすることが適切である。

監査法人の社員の競業禁止規定については、非監査証明業務に関して、これを廃止すべきであるとの指摘があるが、立法趣旨にもかんがみ、現行制度を維持することが適切である。

(3) 監査法人自身及び社員の責任のあり方

監査法人の大規模化などの現状においては、合名会社制度をモデルとして社員の相互監視と相互牽制を前提としている監査法人制度が社員に求めている損害賠償責任の無限連帯責任制は、現実にそぐわない面が出てきていると言わざるを得ない。

また、自己責任の原則の観点から、真に責任を果たすべき立場にある者が責任を全うすべきであることにかんがみれば、関与社員の責任の所在を明確にするとともに、非関与社員の責任を限定することが適切である。

具体的には、例えば、弁護士法人における「指定社員制度」をモデルとして、関与社員の責任を明確にしつつ、非関与社員の責任を限定する制度（「指定社員制度」（仮称））を導入することが考えられる。

ただし、この場合、個別案件における監査法人の代表制の問題、署名のあり方などを含めて検討することが適切である。

監査法人の社員に対する責任限定の制度的導入と併せて、監査法人自身が負うべき責任を制度的に限定すべきとの指摘があるが、この点に関し、損害賠償請求額の上限の法定化及び比例責任制の導入については、我が国における損害賠償を巡る法制度の現状などを勘案し、将来的課題として慎重に検討することが適切である。

その際、法制審議会における会計監査人の責任のあり方についての今後の議論の動向などを踏まえることが必要である。

監査法人としては、経営基盤の強化や損害賠償請求などに対する支払い能力の確保・向上が必要である。

特に、善意の第三者の損害賠償請求権が不当に害されることを防止するなどの観点から、職業賠償責任保険の加入については、公認会計士協会の「自主規制」による「加入の義務づけ」として導入することが一案として考えられる。

また、最低出資金の導入、監査法人の利益の一定割合の損害賠償準備金としてのプールなどの措置も考えられる。

これらの措置については、監査法人における非関与社員の責任限定と併せて検討することが適切である。

(4) 監査法人の財務内容などの公開

仮に、監査法人における非関与社員の第三者に対する責任限定を認める場合には、第三者からの損害賠償請求などの担保となるべき監査法人の財務についての内容を明らかにするとの観点から、この場合の監査法人の財務内容については、公認会計士協会に備置させるなど公開を義務づける方向で検討することが適切である。

(5) 監査法人及び社員の署名のあり方

監査証明は、組織的監査の観点から、監査法人としての責任を負うことを明らかにするべく、監査証明書には監査法人名及び代表者名の記名・押印を求めることが適切である。

同時に、関与社員の責任を明確化する観点から、関与した社員名についても監査証明書などで明らかにすることが適切である。

特に、「指定社員制度」(仮称)を導入した場合には、当該指定社員に個別案件の代表権が所在することとなり、監査に対する責任の所在の明確化が不可欠であることから、当該指定社員の自署・押印を求めることが適切である。

(6) 公認会計士単独による監査の制限

上場企業など一定の要件を満たす企業については、監査を組織的に有効かつ適切に行うことが望ましく、かつ、公認会計士単独による監査には限界が生じざるを得ないと考えられることから、これらの企業に対する公認会計士単独による監査を法制度上制限することが適切である。

(7) 社員の資格の拡大

監査を担う組織形態として、現行制度上、監査法人については、公認会計士のみからなる組織形態として認められているところである。

このような現状に対して、監査法人に公認会計士以外の職業専門家が一定範囲内で社員として加入する組織形態を選択肢として設けるべきであるとの指摘があるが、仮に、そのような選択肢を認める場合には、監査法人としての中核的な業務である監査証明業務の遂行との関係において、公認会計士以外の職業専門家などが及ぼす実質的な影響の遮断の方策、組織運営上の規律のあり方などと併せた慎重な検討が必要である。

(8) 監査法人の活動を巡る手続・規制の見直し

監査法人の活動を巡る現行の法令上の規制については、それぞれの規定についての立法趣旨を踏まえつつ、監査を組織的に有効かつ適切に行う上で真に必要性が認められるものに限るとの観点から見直しを行い、所要の措置を講じることが適切である。

なお、その際、他のいわゆる資格士法人制度における類似の取扱いを参照しつつも、投資家、債権者などの保護、資本市場に対する信認の確保など監査法人の果たすべき公益上の使命と職責を踏まえた検討が不可欠であることに留意すべきである。

① 現行の広告規制については廃止することが適切である。

併せて、誇大広告などの禁止については公認会計士協会の「自主規制」によって対応することが適切である。

② 監査の複雑化・専門化・高度化に応じて、監査内容に見合った対価として監査報酬は位置づけられるべきであり、公認会計士協会の会則記載事項としての標準監査報酬規程については廃止することが適切である。

なお、その場合、公認会計士協会による独占禁止法の観点にも留意した対応、監査報酬の公開などにより、新規の業務の委嘱者の利便に配慮した措置を具体化することが適切である。

③ 公認会計士は、業務を遂行する過程で知り得た情報の秘密を保持する義務を有しており、公認会計士法上守秘義務が規定されている。

しかし、投資家、債権者などの保護、資本市場に対する信認の確保と両立し得る公益の保護という観点からは、資金洗浄（マネー・ロンダリング）が疑われる行為についての届出義務などの一定の場合を明らかにしつつ、それらの場合においては守秘義務が解除されることを法制度上明確化することが適切である。

④ 監査法人の社員の住所変更などの一定の事項については認可制を

届出制に改めるなど、監査法人の定款記載事項の変更などの手続の簡素化が適切である。

- ⑤ 監査法人の会計年度を4月1日から3月31日に法定している現行制度を今後とも維持する理由は乏しく、かつ、監査法人の繁忙期に対する配慮から、会計年度については1年間とした上で弾力化することが適切である。
- ⑥ 利便性の向上を図るなどの観点から、公認会計士名簿などは磁気ディスクをもって調製することができることとすることが適切である。

監査情報の公開については、当該監査の透明性を高めるとともに、その担い手である監査人の独立性の確保に資するものであるとの指摘がある。

また、監査人は、被監査企業のコーポレート・ガバナンスの一翼を担う立場にあり、監査情報の公開は、コーポレート・ガバナンスの実情を明らかにすることを通じて、その充実・強化に資するとの指摘もある。

この点については、監査報酬などの公開を義務づける方向で検討することが適切である。

なお、具体的な方策については、企業をはじめとする関係者の積極的な取り組みも含めて検討することが適切である。

6. 監視・監督の充実・強化

(1) 基本的な考え方

監査の質の確保と実効性の向上を図るためには、まず、被監査企業と公認会計士と監査法人の主体的な取り組みが重要である。

すなわち、コーポレート・ガバナンスの充実・強化などが、監査の

質の確保と実効性の向上のために主体的な役割を果たすことは言うまでもない。

また、資本市場による監視の機能が重要である。

既に述べたとおり、企業の財務情報の適切な開示とその信頼性を保証する監査が前提となって、企業に対する評価や投資行動を通じて、市場への参加者による市場への信認、ひいては、社会的な、あるいは、国際的な信認が得られることとなり、このような市場の機能が十分に発揮されていくことが期待される。

(2) 公認会計士協会の「自主規制」

公認会計士協会は、監査の充実・強化のため、倫理規則の制定、「継続的専門研修」の実施などを通じて、職業倫理の徹底、相互研鑽による能力の向上などに取り組んでおり、「自主規制」の機関としてのさまざまな活動を展開している。

公認会計士監査に対する信頼の向上が課題となっている現在、「自主規制」の機関としての公認会計士協会による監査の質の確保と実効性の向上のための取組みが一層重要であり、引き続き適切な役割を果たすことが必要である。

このような役割を十分に果たしていくためには、公認会計士協会の「自治統制機能」が発揮されていく必要があり、そのためには、監査証明業務に従事する公認会計士及び監査法人が公認会計士協会の会員となり、その「自治統制機能」に服することが望ましいと考えられる。

したがって、公認会計士協会への強制入会制度については、引き続き維持することが適切である。

現在、監査法人などの内部管理・審査体制については、公認会計士協会が「品質管理レビュー」制度によって、適正かつ厳正な指導・監督に取り組んでいるところである。

しかしながら、「自主規制」としての限界があるのではないかという指摘や制度運営の公平性・中立性・有効性の観点から十分であるかどうかとの指摘もある。

こうした観点から、「品質管理レビュー」については、国際的な動向も踏まえつつ、公平性・中立性・有効性の一層の向上を図り、ひいては「自主規制」の実効性を高めるべく、公認会計士協会から独立した行政によるモニタリングを制度的に導入することが適切である。

その際、その担い手としては、例えば、公認会計士の懲戒処分の調査審議の機能を担っている有識者の合議制機関である公認会計士審査会の活用が一案として考えられる。

(3) 行政による監視・監督

公認会計士協会の「自主規制」による監視・監督に加えて、行政のあり方についての検討が必要である。

企業活動が国際化し、公認会計士と監査法人の活動も国際的な意味合いが大きくなる流れの中で、公認会計士監査制度についても国際的な信認を十分確保し得るものとしていくことが不可欠な課題である。

また、公認会計士監査制度における監視・監督のあり方を検討していく際には国際的な側面に配慮していく視点が求められている。

現行制度上、行政は、公認会計士と監査法人の懲戒処分を担っており、懲戒相当事由があると思料される場合には調査を行い得ることとなっているが、懲戒処分を前提としてのみの権能に限られている現状では、監査の質の確保と実効性の向上を求める公益性の要請の高まりに十分には応えられないのではないかと考えられる。

この観点から、行政処分の多様化・強化、罰則の見直しとともに、公益上又は投資家保護のため必要かつ適切であると認められる場合

には懲戒処分を前提とすることなく行政が調査・検査を行い得るなど
所要の整備を図る方向で検討することが適切である。

また、公認会計士協会の「品質管理レビュー」に対する行政による
モニタリングの措置に加え、モニタリングの実効性を制度的に担保す
る目的で、公認会計士協会に対して事務の改善を命じることができる
権能など所要の整備を図る方向で検討することが適切である。

なお、公認会計士監査制度における行政のあり方は、以上のような
点も含め、資本市場全体の監視・監督のあり方との関係の中で、引き
続き検討することが必要不可欠である。